

主食用米生産・販売力強化緊急支援事業実施要領

(趣旨)

第1条 主食用米生産・販売力強化緊急支援事業(以下「本事業」という。)の実施については、熊本県補助金等交付規則(昭和56年)熊本県規則第34号。以下「規則」という。)及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項(以下「要項」という。)に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(目的)

第2条 新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けた主食用米の生産を行う団体等が、農業所得を確保するために新たに実施する、農業経営費低減や販売金額の増加に向けた取り組みを支援を行うことで経営の安定を図ることを目的とする。

(事業の内容)

第3条 本事業の事業内容は、別表のとおりとし、県は予算の範囲内で助成する。

(事業主体及び補助率)

第4条 補助事業者及び事業実施主体は別表のとおりとする。

- 2 補助率は10分の10以内、ただし、事業主体に係る補助対象経費の2分の1以内とする。(1団体当たりの補助上限額は2,000千円以内とする。)

(事業実施計画の承認申請)

第5条 要項第3条の事業実施計画承認申請書の様式は、知事が別に定める期日までに提出することとする。

- 2 事業実施計画承認申請に添付する事業実施計画書の様式は、別記様式第1号とする。

(事業実施計画の変更承認申請)

第6条 要項第5条第1項の事業実施変更計画書の様式は、別記様式第1号を準用するものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 要項第6条第2項第1号の事業計画書、要項第8条第2項の事業変更計画書の様式は、別記様式第1号を準用するものとする。

(事業の補助金等交付決定前着手)

第8条 要項第9条第1項の補助金等交付決定前着手承認申請書の様式は、別記様式第2号とする。

(実績報告)

第9条 要項第13条第2項第1号の事業実績報告書の様式は、別記様式第1号とする。

(関係書類の閲覧)

第10条 知事は、必要に応じて補助事業実施者の事業に係る経理内容を調査し、関係書類等の閲覧を求めることができる。

(事業の推進)

第11条 本事業の実施に当たっては、所期の目的を達成するため、行政、農業団体等の関係機関は相互の連携に努め、事業の円滑な推進を図るものとする。

(財産処分の制限)

第12条 要項第17条の本事業により取得した財産の処分の制限期間は、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第5条に定める期間を準用する。

(その他)

第13条 この要項に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は別に定める。

付則

この要領は、令和4年3月29日から施行する。